## 緊急に事業の運転資金が必要な方に 新型コロナウイルス感染症対策 深谷市市制度融資小口資金特別枠



## 「渋沢まごころ資金」のご案内 利子の全額を補助します

深谷市は新型コロナウイルス感染症による市内事業者への経済的影響を 緩和すべく、市制度融資の特別枠を創設しました。

【受付期間】 令和2年4月13日から9月30日

【融資限度額】 1,000万円(運転資金)

【利率】 1.3%

【利子補助】 全額 (1年ごとにかかった利子の全額を補助します)

【融資期間】 5年以内(据置期間6か月以内) 【償環方法】 原則として元金均等月賦償環

【保証人】 個人は原則として不要 法人は原則として代表者

【信用保証料】 埼玉県信用保証協会が定める料率

【申し込み】 深谷市商工会議所 ふかや市商工会

※ 必要書類等のご相談を深谷市内の金融機関で受け付けています。

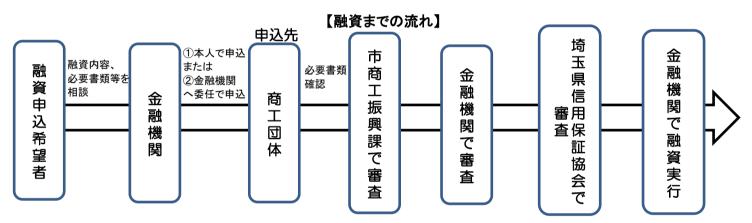
埼玉りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫、 埼玉信用組合、熊谷商工信用組合の各支店、東和銀行深谷支店

詳しくは裏面をご覧ください

機関名		関名	住所	電話番号
問い合わせ	申 込 先	深谷商工会議所	深谷市本住町17-1	048-571-2145
		ふかや市商工会 (本所・南部支所)	深谷市永田1420	048-584-2325
		ふかや市商工会 (北部支所)	深谷市岡2393	048-585-3750
	深谷市役所 商工振興課		深谷市岡2381-1	048-577-3409(直通) 048-571-1211(代表)

## 【本制度融資概要】

制度名	深谷市小口資金保証制度特別枠(渋沢まごころ資金)			
申込要件	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市内に事業所を有するかた ③1年以上市内に居住(法人の場合は市内に本社を設置)し、同一の事業を営んでいるかた ④税金完納者または税金完納見込みのあるかた ⑤信用保険法施行令に定める業種を営んでいるかた 上記に加え ⑥新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、直近1か月の売上高が前年同月に比して 10%以上減少しているかた または ⑦新型コロナウイルス感染症の影響に起因する売上高減少について、金融機関が認めた者			
限度額	1,000万円			
貸付期間(据置期間)	運転資金:5年以内(6ヶ月以内)			
利率	1.30%			
連帯保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者			
信用保証料	埼玉県信用保証協会が定める料率			
返済方法	原則として元金均等月賦償還			
補助内容	融資にかかった利子を全額補助します。			



申	认	必	要	書	粨	1

No	必要書類	個人	法人	
1	小口資金保証制度特別枠申込書	•	•	
2	決算書の写し(直近2期分)(※注		•	
3	科目別明細の写し(直近2期分)		•	
4	所得税確定申告書の写し(直近2	•		
5	所得税確定申告書添付の決算書の	•		
6	市税に滞納がないことの証明書	個人分	•	●(代表者)
0		法人分		•
7	履歴事項全部証明書		•	
8	許認可証の写し(許認可業種のみ	•	•	
9	印鑑証明	個人分	•	●(代表者)
9		法人分		•
	直近1ヵ月の売上高がわかるもの	いずれか1部		
10	前年同月の売上高がわかるもの			
	売上高減少についての金融機関			

(※注)2期目の決算又は確定申告が終了していない者は1期分とする。

- 上記必要書類は市の審査に必要な書類です。
- 融資実行時に必要な契約書や公的証明書は各金融機関にご確認ください。
- ・事業内容や事業継続状況等により、
  - 上記以外の書類が必要となる場合がございます。

【利子補給の流れ】

本制度で融資を受けたかたは、 毎年4月に融資を受けた金融機関の 利子支払証明書を添えて 申請が必要です。

対象者には毎年通知をお送りします。